

C F T ニュース & 息抜き (1月)

明けましておめでとうございます。

本年もよろしく願い申し上げます。

全日本コーヒー公正取引協議会に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 2022年12月の問合せの傾向

(1) コンビニでブルマンブレンドを購入して飲んだが、価格は高いが味は既存品と変わらない。ブレンドコーヒーのブレンド率はどうなっているのか！

⇒ コーヒー公取協は1991（H3）年に設立されました。設立の経緯は、日本でブルマンブレンドと称する製品にどれだけの量のブルーマウンテンコーヒー豆が配合されているのか不明で、1粒でもブルーマウンテンコーヒー豆が入っていると、ブルマンと称しているのではないかと、この消費者の疑問が東京都や公正取引委員会に寄せられたため、「レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの公正競争規約」を策定し、公正取引委員会の認定を受け、会員組織としてコーヒー公取協が発足しています。

コーヒー公取協会員は、ブルマンブレンドと称する場合はコーヒー公正競争規約に従いブルーマウンテンコーヒー豆を最低30%以上配合する必要があります。ただし、これはコーヒー公取協会員の守るべきルールであり、非会員はコーヒー公正競争規約に縛られません。

お問い合わせのコンビニはコーヒー公取協会員ではないので、30%ルールの対象事業者とはなりません。

なお、欧米ではブレンドコーヒーと称する場合、当該コーヒー豆の配合率は10%以上と聞いています。ハワイコナコーヒーブレンドはコナが10%で、90%は他国産のため、お土産で購入し帰国後、当方におかしいと苦情を寄せられることが時々あります。

コーヒー公取協会員はコーヒー公正マークを付しています。これを見てご購入ください。（ホームページにカップマークがあります。）

(2) 使用上の注意義務表示を一括表示欄に記載するのは包材メーカーにかしいとされたがどうなのか！

⇒ 全日本コーヒー公正取引協議会は、会員に対して、使用上の注意は一括表示欄への記載を求めています。この理由は、レギュラーコーヒーやインスタントコーヒーは吸湿により味の変化等を起こしやすいこと、熱湯を注ぐので火傷をしないよう注意喚起を行う必要があることからです。特に、後者は製造物責任法との関係もあります。

コーヒー公取協は、会員に対しレギュラーコーヒーやインスタントコーヒーの表示事項として、(1) 名称又は品名、(2) 原材料名（生豆生産国名含む）、(3) 内容量、(4) 賞味期限、(5) 保存の方法、(6) 使用上の注意、(7) 挽き方、(8) 輸入品にあつては原産国名、(9) 事業者の氏名又は名称及び住所又は所在地、としています。

コーヒー公正競争規約は食品表示基準を遵守した上でのかさ上げ表示なので、非会員の表示を拘束するものではありません。

なお、コーヒー公正競争規約は消費者庁長官及び公正取引委員会委員長の認定を受け、官報告示されているものです。

2. 第1回芥川賞受賞作家 石川達三氏とコーヒー

作家の石川達三氏（1905～1985年）と言っても知っている方は少ないと思う。氏は社会派作家で、CFT子は若いころ「金環食」などを読んだ。氏は、「蒼氓」という作品で、第1回芥川賞受賞作家となった。氏がブラジル移民船でサントスに渡り、コーヒー農園での肉体労働経験などを基にしたものである。氏は短期間ではあるが、コーヒー農園の経験に基づき、コーヒー樹の周りの草取り、施肥、収穫を移民家族が請け負う過酷な世界を描いている。

今は大分変わったと思うが、大農場には数十世帯の農業労働者がおり、CFT子の経験では農業労働者は農場主の家の敷居を跨ぐことを許されない立場である。

コーヒーは美味しいが、苦い面のあることを石川達三氏は描いている。